

株式等の振替に関する業務規程の一部改正について

1. 株式等の振替に関する業務規程（平成20年8月15日通知）

（下線部分変更）

新	旧
<p>目次</p> <p>第1章・第2章（略）</p> <p>第3章 振替株式の振替等に関する取扱い</p> <p>第1節～第11節（略）</p> <p>第12節 会社の組織再編に係る手続</p> <p>第1款 合併、株式交換、<u>株式移転又は株式交付</u>に係る手続（第94条～第101条）</p> <p>第2款・第3款（略）</p> <p>第13節～第23節（略）</p> <p>第4章～第10章（略）</p> <p>附則</p> <p>（発行者への直近上位機関を経由した口座の通知）</p> <p>第42条（略）</p> <p>2 加入者は、法第150条第1項、第4項若しくは第6項、<u>第156条第3項又は第160条の2第2項</u>の規定に基づく口座の記載又は提示をするとき（規則で定める場合を除く。）は、あらかじめ、発行者に対し、当該口座を通知しなければならない。</p> <p>3（略）</p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章（略）</p> <p>第3章 振替株式の振替等に関する取扱い</p> <p>第1節～第11節（略）</p> <p>第12節 会社の組織再編に係る手続</p> <p>第1款 合併、株式交換<u>又は株式移転</u>に係る手続（第94条～第101条）</p> <p>第2款・第3款（略）</p> <p>第13節～第23節（略）</p> <p>第4章～第10章（略）</p> <p>附則</p> <p>（発行者への直近上位機関を経由した口座の通知）</p> <p>第42条（略）</p> <p>2 加入者は、法第150条第1項、第4項若しくは第6項<u>又は第156条第3項</u>の規定に基づく口座の記載又は提示をするとき（規則で定める場合を除く。）は、あらかじめ、発行者に対し、当該口座を通知しなければならない。</p> <p>3（略）</p>

(株式交付親会社が株式交付に際して振替株式を発行しようとする
ときの取扱い)

第99条の2 株式交付親会社が株式交付に際して振替株式を発行し
ようとするときは、当該株式交付親会社は、株式交付子会社の株
式の譲渡人の口座を第51条第1項第3号の口座とし、株式交付が
その効力を生ずる日（以下「株式交付効力発生日」という。）を
同項第10号の新規記録をすべき日とする同項の新規記録通知をし
なければならない。ただし、株式交付効力発生日を同項第10号の
新規記録をすべき日とすることができない特別の事情があるもの
と認められる場合には、この限りでない。

2 前項の規定は、株式交付親会社が株式交付に際して振替新株予
約権又は振替新株予約権付社債を発行しようとする場合について
準用する。この場合において、技術的謄替えその他必要な事項は、
規則で定める。

(株式交付に際して振替株式を移転しようとするときの取扱い)

第100条の2 株式交付親会社が株式交付に際して振替株式を移転
しようとするときは、当該株式交付親会社は、当該振替株式につ
いて株式交付子会社の株式の譲渡人の口座を振替先口座とし、株
式交付効力発生日を振替日とする振替の申請をしなければならない
。ただし、株式交付効力発生日を振替日とすることができない
特別の事情があるものと認められる場合には、この限りでない。

2 前項の規定は、株式交付親会社が株式交付に際して振替新株予
約権又は振替新株予約権付社債を移転しようとする場合について
準用する。

(新設)

(新設)

(新規記録手続)

第180条 発行者が振替新株予約権付社債を発行する場合には、発行代理人は、機構に対し、規則で定めるところにより、次に掲げる事項の通知（以下この条において「新規記録通知」という。）をしなければならない。

(1)～(6) (略)

(7) 当該振替新株予約権付社債の社債管理者の名称又は社債管理補助者の氏名若しくは名称及び会社法第714条の2の規定による委託に係る契約の内容並びに当該振替新株予約権付社債に付された新株予約権の内容

(8)・(9) (略)

2～11 (略)

(裁判所の認可に係る通知)

第260条の2 振替新株予約権付社債に係る償還すべき社債の金額について減額を行う旨（以下「社債の金額の減額を行う旨」という。）の社債権者集会の決議について、裁判所の認可を受けた場合又は社債権者集会の目的である事項として社債の金額の減額を行う旨が提案され、当該提案につき社債権者集会の決議の省略により決議があったものとみなされる場合には、当該振替新株予約権付社債の支払代理人は、機構に対し、機構が定めるところにより、速やかに規則で定める事項を通知しなければならない。

2 (略)

(新規記録手続)

第180条 発行者が振替新株予約権付社債を発行する場合には、発行代理人は、機構に対し、規則で定めるところにより、次に掲げる事項の通知（以下この条において「新規記録通知」という。）をしなければならない。

(1)～(6) (略)

(7) 当該振替新株予約権付社債の社債管理者の名称及び当該振替新株予約権付社債に付された新株予約権の内容

(8)・(9) (略)

2～11 (略)

(裁判所の認可に係る通知)

第260条の2 振替新株予約権付社債に係る償還すべき社債の金額について減額を行う旨の社債権者集会の決議について、裁判所の認可（株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号）第34条の3又は産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第57条に規定する判断に基づく会社法第734条第1項に規定する認可をいう。）を受けた場合には、当該振替新株予約権付社債の支払代理人は、機構に対し、機構が定めるところにより、速やかに規則で定める事項を通知しなければならない。

2 (略)

(振替投資口に係る振替株式に係る規定の準用)

第271条 第3章の規定(第4節、第5節、第7節、第11節、第94条第13項、第95条、第96条、第99条の2、第100条第3項、第100条の2、第12節第2款、同第3款、第16節第2款、第20節並びに第172条第4号及び第5号の規定を除く。)は、振替投資口について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)
-----	-----

2 (略)

(振替優先出資に係る振替株式に係る規定の準用)

第272条 第3章の規定(第57条第7項、第4節、第5節、第7節、第9節、第11節、第94条第13項、第96条、第99条の2、第100条第3項、第100条の2、第12節第2款、同第3款、第13節第1款の2、第20節並びに第172条第4号及び第5号の規定並びに反対株主に係る規定を除く。)は、振替優先出資について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)
-----	-----

2 (略)

(振替投資口に係る振替株式に係る規定の準用)

第271条 第3章の規定(第4節、第5節、第7節、第11節、第94条第13項、第95条、第96条、第100条第3項、第12節第2款、同第3款、第16節第2款、第20節並びに第172条第4号及び第5号の規定を除く。)は、振替投資口について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)
-----	-----

2 (略)

(振替優先出資に係る振替株式に係る規定の準用)

第272条 第3章の規定(第57条第7項、第4節、第5節、第7節、第9節、第11節、第94条第13項、第96条、第100条第3項、第12節第2款、同第3款、第13節第1款の2、第20節並びに第172条第4号及び第5号の規定並びに反対株主に係る規定を除く。)は、振替優先出資について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)
-----	-----

2 (略)

2. 附 則

この改正規定は、令和3年3月1日から施行する。

株式等の振替に関する業務規程施行規則の一部改正について

1. 株式等の振替に関する業務規程施行規則（平成20年8月15日通知）

（下線部分変更）

新	旧
<p>（同意書）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 前項の同意書には、次の各号に掲げる同意を与える株式等の種類に応じて、当該各号に定める書類を添付するものとする。ただし、第1号イからハマまでに掲げる書類については、機構が認める場合には、その添付を省略することができる。</p> <p>（1）株式</p> <p>イ～ハ（略）</p> <p>ニ 次に掲げる事項を記載した所定の書面</p> <p>（イ）～（チ）（略）</p> <p><u>（リ）</u>（略）</p> <p><u>（ヌ）</u>（略）</p> <p>ホ～ト（略）</p> <p>（2）新株予約権</p> <p>イ（略）</p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>ロ</u>（略）</p>	<p>（同意書）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 前項の同意書には、次の各号に掲げる同意を与える株式等の種類に応じて、当該各号に定める書類を添付するものとする。ただし、第1号イからハマまでに掲げる書類については、機構が認める場合には、その添付を省略することができる。</p> <p>（1）株式</p> <p>イ～ハ（略）</p> <p>ニ 次に掲げる事項を記載した所定の書面</p> <p>（イ）～（チ）（略）</p> <p><u>（リ） 同意しようとする株式の証券コード（証券コード協議会が定める証券コードをいう。以下同じ。）</u></p> <p><u>（ヌ）</u>（略）</p> <p><u>（ル）</u>（略）</p> <p>ホ～ト（略）</p> <p>（2）新株予約権</p> <p>イ（略）</p> <p><u>ロ 目論見書（金融商品取引法第2条第10項に規定する目論見書をいう。以下この条において同じ。）</u></p> <p><u>ハ</u>（略）</p>

ハ (略)

(3) 新株予約権付社債

イ (略)

(削除)

(削除)

ロ (略)

ハ (略)

(4) 投資口

イ～ハ (略)

ニ 次に掲げる事項を記載した所定の書面

(イ)～(ト) (略)

(削除)

(チ) (略)

ホ～ト (略)

(4) の2 新投資口予約権

イ (略)

(削除)

ロ (略)

ハ (略)

(5) 協同組織金融機関の優先出資

イ～ハ (略)

ニ 次に掲げる事項を記載した所定の書面

(イ)～(ト) (略)

(削除)

(チ) (略)

ニ (略)

(3) 新株予約権付社債

イ (略)

ロ 当該新株予約権付社債に係る社債管理委託契約書

ハ 目論見書

ニ (略)

ホ (略)

(4) 投資口

イ～ハ (略)

ニ 次に掲げる事項を記載した所定の書面

(イ)～(ト) (略)

(チ) 同意しようとする投資口の証券コード

(リ) (略)

ホ～ト (略)

(4) の2 新投資口予約権

イ (略)

ロ 目論見書

ハ (略)

ニ (略)

(5) 協同組織金融機関の優先出資

イ～ハ (略)

ニ 次に掲げる事項を記載した所定の書面

(イ)～(ト) (略)

(チ) 同意しようとする優先出資の証券コード

(リ) (略)

ホ～ト (略)

(6) 投資信託受益権

イ・ロ (略)

ハ 次に掲げる事項を記載した所定の書面

(イ)～(リ) (略)

(ヌ) 同意しようとする投資信託受益権の証券コード(証券コード協議会が定める証券コードをいう。以下同じ。)

(ル) (略)

ニ～ヘ (略)

(7) (略)

3 (略)

(新規記録の種類)

第46条 この目において「新規記録の種類」とは、次に掲げるものに該当する場合に、その旨をいう。

(1) (略)

(2) 募集株式を発行する場合であって新規記録をすべき日が当該募集株式の払込期日後又は割当日後であるとき

(3)・(4) (略)

(4)の2 株式交付親会社が株式交付に際して振替株式を発行しようとするとき

(5)～(11) (略)

(新規記録通知をする時期)

第47条 規程第51条第1項の新規記録通知は、機構が特に認める場合を除

ホ～ト (略)

(6) 投資信託受益権

イ・ロ (略)

ハ 次に掲げる事項を記載した所定の書面

(イ)～(リ) (略)

(ヌ) 同意しようとする投資信託受益権の証券コード

(ル) (略)

ニ～ヘ (略)

(7) (略)

3 (略)

(新規記録の種類)

第46条 この目において「新規記録の種類」とは、次に掲げるものに該当する場合に、その旨をいう。

(1) (略)

(2) 募集株式を発行する場合であって新規記録をすべき日が当該募集株式の払込期日後であるとき

(3)・(4) (略)

(新設)

(5)～(11) (略)

(新規記録通知をする時期)

第47条 規程第51条第1項の新規記録通知は、機構が特に認める場合を除

き、新規記録をすべき日（同項第10号の新規記録をすべき日をいう。以下この条、次条及び第49条において同じ。）の前営業日から起算して2営業日前までにするものとする。この場合において、当該新規記録をすべき日は、発行する振替株式と引換えにする金銭の払込みの期日（以下「払込期日」という。）、発行する振替株式と引換えにする金銭の払込みを要しない場合の振替株式を割り当てる日（以下「割当日」という。）又は発行する振替株式の発行の効力が生ずる日より前の日とすることはできない。

（新規記録通知事項）

第48条 （略）

2 規程第51条第1項第11号に規定する規則で定める事項は、次条に規定する場合を除き、次に掲げる事項とする。

（1） （略）

（2） 発行する振替株式の払込期日若しくは割当日又は発行の効力が生ずる日

（3） （略）

3 （略）

4 規程第51条第4項に規定する記載又は記録は、次の各号に掲げる新規記録の種類に応じ、当該各号に定める時に行うものとする。

（1） 第46条第1号、第3号、第4号の2及び第5号に掲げる場合 新規記録をすべき日の振替業務終了時

（2） （略）

（振替新株予約権又は振替新株予約権付社債を交付する場合）

き、新規記録をすべき日（同項第10号の新規記録をすべき日をいう。以下この条、次条及び第49条において同じ。）の前営業日から起算して2営業日前までにするものとする。この場合において、当該新規記録をすべき日は、発行する振替株式と引換えにする金銭の払込みの期日（以下「払込期日」という。）又は発行する振替株式の発行の効力が生ずる日より前の日とすることはできない。

（新規記録通知事項）

第48条 （略）

2 規程第51条第1項第11号に規定する規則で定める事項は、次条に規定する場合を除き、次に掲げる事項とする。

（1） （略）

（2） 発行する振替株式の払込期日又は発行の効力が生ずる日

（3） （略）

3 （略）

4 規程第51条第4項に規定する記載又は記録は、次の各号に掲げる新規記録の種類に応じ、当該各号に定める時に行うものとする。

（1） 第46条第1号、第3号及び第5号に掲げる場合 新規記録をすべき日の振替業務終了時

（2） （略）

（振替新株予約権又は振替新株予約権付社債を交付する場合）

第153条 規程第99条第3項又は同第99条の2第2項の規定により、振替新株予約権を交付する場合について同第99条第1項又は同第99条の2第1項の規定を準用する場合において、同第99条第1項又は同第99条の2第1項の規定中「第51条第1項第3号」とあるのは、「第262条において準用する第51条第1項第3号」と読み替えるものとする。

2 規程第99条第3項又は同第99条の2第2項の規定により、振替新株予約権付社債を交付する場合について同第99条第1項又は同第99条の2第1項の規定を準用する場合において、同第99条第1項又は同第99条の2第1項の規定中「第51条第1項第3号」とあるのは、「第180条第1項第3号」と読み替えるものとする。

3・4 (略)

(準用規定)

第340条 (略)

2 第2章の規定を準用する場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)		
第48条第4項	規程第51条第4項に規定する記載又は記録は、次の各号に掲げる新規記録の種類に応じ、当該各号に定める時に行うものとする。 (1) 第46条第1号、第3号及び第5号に	(略)

第153条 規程第99条第3項の規定により、振替新株予約権を交付する場合について同条第1項の規定を準用する場合において、同項の規定中「第51条第1項第3号」とあるのは、「第262条において準用する第51条第1項第3号」と読み替えるものとする。

2 規程第99条第3項の規定により、振替新株予約権付社債を交付する場合について同条第1項の規定を準用する場合において、同項の規定中「第51条第1項第3号」とあるのは、「第180条第1項第3号」と読み替えるものとする。

3・4 (略)

(準用規定)

第340条 (略)

2 第2章の規定を準用する場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)		
第48条第4項	規程第51条第4項に規定する記載又は記録は、次の各号に掲げる新規記録の種類に応じ、当該各号に定める時に行うものとする。 (1) 第46条第1号、第3号及び第5号に	(略)

	掲げる場合 新規記録をすべき日の振替業務終了時 (2) 同条第2号、第4号、 <u>第4号の2</u> 及び第6号から9号までに掲げる場合 新規記録をすべき日の業務開始時	
(略)		

	掲げる場合 新規記録をすべき日の振替業務終了時 (2) 同条第2号、第4号及び第6号から9号までに掲げる場合 新規記録をすべき日の業務開始時	
(略)		

別表 1

1. 株式の発行者の場合

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期
(1) ~ (14) (略)		
<u>(14) の 2 株式交付計画の内容を決定した場合</u>	<u>株式交付親会社となる会社</u>	<u>取締役会決議後速やかに</u>
(15) ~ (24) (略)		

2. 新株予約権付社債の発行者の場合

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期
(1) ~ (13) (略)		
(14) (略)	(略)	会社が社債権者集会の招集を決定する場合は、決定後速やかに、社債管理者、社債管理補助者又は社債権者が社債権者集会の招集をする場合は、

別表 1

1. 株式の発行者の場合

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期
(1) ~ (14) (略)		
(新設)	(新設)	(新設)
(15) ~ (24) (略)		

2. 新株予約権付社債の発行者の場合

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期
(1) ~ (13) (略)		
(14) (略)	(略)	会社が社債権者集会の招集を決定する場合は、決定後速やかに、社債管理者又は社債権者が社債権者集会の招集をする場合は、会社が社債権者集会の招集

		会社が社債権者集会の招集を知った後速やかに
(15) ~ (22) (略)		
(23) (略)	(略)	償還すべき社債の金額について減額を行う旨の社債権者集会の決議に係る裁判所の認可を受けた後又は社債権者集会の目的である事項として社債の金額の減額を行う旨が提案され、当該提案につき社債権者集会の決議の省略により決議があったものとみなされた後速やかに
(24) ~ (33) (略)		

3 ~ 7 (略)

		を知った後速やかに
(15) ~ (22) (略)		
(23) (略)	(略)	償還すべき社債の金額について減額を行う旨の社債権者集会の決議に係る裁判所の認可を受けた後速やかに
(24) ~ (33) (略)		

3 ~ 7 (略)

2. 附 則

この改正規定は、令和3年3月1日から施行する。

以 上